

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について

新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入減少した世帯を対象として、生活福祉資金貸付制度の特例措置による貸付を実施します。

1. 受付開始日：令和 2 年 3 月 25 日(水)

2. 特例措置の内容

新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入減少した世帯を対象として、生活福祉資金貸付制度における総合支援資金〔生活支援費〕及び福祉資金〔緊急小口資金〕について特例により貸付を行う。

3. 具体的な内容

(1)福祉資金〔緊急小口資金〕

①貸付対象世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。

②貸付金額の上限

上限額は「10 万円以内」。ただし次のアからカに該当する場合は「20 万円以内」。

ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。

イ 世帯員に要介護者がいるとき。

ウ 世帯員が 4 人以上いるとき。

エ 世帯員に以下の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。

・新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。

・風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子。

オ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

カ アからオの他、特に資金貸付の必要があると認められるとき。

③据置期間(償還開始までの期間)

貸付後 1 年以内。

④償還(返済)期限

2 年以内(24 回までの月賦口座振替払い)

⑤貸付利子及び連帯保証人

貸付利子は無利子、連帯保証人は不要

(2)総合支援資金〔生活支援費〕

①貸付対象世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に拡大する。

②貸付上限額

2 人以上世帯は月額 20 万円以内、単身世帯は月額 15 万円以内。原則 3 ヶ月以内

③据置期間(償還開始までの期間)

貸付後 1 年以内。

④償還(返済)期限

10 年以内(120 回までの月賦口座振替払い)

⑤貸付利子及び連帯保証人

貸付利子は無利子、連帯保証人は不要

⑥その他施策の活用

住居確保給付金の申込み(該当の場合)及び自立相談支援機関による相談支援(計画的な就職活動と相談支援)の申込みが必要となります。

4. 申請手続き等

(1)相談者と本巣市社会福祉協議会職員が面談する形式で借入申込書を作成し、岐阜県社会福祉協議会へ提出し申請となります。

(2)申請に必要な書類等

【共通】

住民票(世帯員全員、本籍の記載があるもの)、印鑑登録証明書、運転免許証、借受人の振込先(金融機関、支店名、口座番号等)がわかる通帳写しと直近 3 ヶ月程度の取引内容の写し

【緊急小口資金】

- ・生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付借入申込書
- ・緊急小口資金に係る調査記録表兼意見書〔特例貸付〕
- ・生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付借用書
- ・生活福祉資金に関する重要事項説明書(緊急小口資金特例貸付用)
- ・収入減少や失業したことが確認できる書類(通帳写し、給与明細書、会社からの通知等がある場合)
- ・生活福祉資金償還金口座振替依頼書

【総合支援資金】

- ・生活福祉資金(総合支援資金)借入申込書
- ・(別添)生活福祉資金(総合支援資金)借入申込みに当たっての留意事項
- ・総合支援資金(生活支援費)借入申込み及び貸付け後の注意事項(重要事項説明書)
- ・総合支援資金調査意見書〔特例貸付〕
- ・自立相談支援事業の申込書の写し
- ・総合支援資金申込人状況票
- ・職歴等と今後の就職活動の展望について
- ・事前要件確認チェックシート
- ・求職申込み雇用施策利用状況確認票
- ・生活福祉資金償還金口座振替依頼書

5. 問合せ先

(相談・貸付申請窓口)

本巣市社会福祉協議会 地域福祉課 生活支援係 電話 058-320-0531

(貸付実施主体)

岐阜県社会福祉協議会 生活支援部

電話(058)273-1111/内線 2513・2514